

受水事業所様へ

工業用水道メーター取替作業についてのお知らせ

大阪広域水道企業団
北部水道事業所

現在使用している工業用水道メーターは、計量法により、検定有効期間が 8 年と定められています。このため当企業団では、有効期間満了前に定期取替を実施し、適正な事業の運営に努めています。本年度においても受水事業所 20 社の取替作業を実施しますので、受水事業所様のご協力をお願いします。

取替時期のお知らせ

取替対象となる受水事業所様へは、有効期間満了の約 1 年前（前年度）に北部水道事業所から書面にて、取替時期をお知らせします。また、メーター取替に際しては、受水停止となりますのでご協力をお願いします。

取替時の受水事業所様の作業

メーターの取替えには、1 次弁・2 次弁を全閉（受水停止）にする必要があります。

2 次弁につきましては、受水事業所様の資産であることから、弁操作の作業をお願いします。



工業用水道メーター設置概要図

取替作業時間

取替時期については、原則平日 9:00～17:00 の間で行う予定としており、取替作業に係る所要時間は、3～4 時間程度となります。

受水事業所様のご都合により、上記日程で作業出来ない場合は、事前にご連絡下さい。

連絡先：大阪広域水道企業団
北部水道事業所 送水課
TEL：06-6875-2101